

一般廃棄物処理業許可証

甲 生 環 第 347 号
令和7年(2025年)6月30日

滋賀県湖南市三雲36番地2
株式会社 三峰環境サービス
代表取締役 三峰 誠植 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴



令和7年6月24日付け一般廃棄物処理業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により許可します。

許 可 番 号	甲 賀 市 指 令 収 第 10 号
取り扱う廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
事務所及び事業所の所在	事務所 滋賀県湖南市三雲36番地2 電 話 0748-72-7758
	事業場 電 話
収集運搬及び処分の別	収 集 運 搬
営 業 の 区 域	甲 賀 市 全 域
許 可 期 間	令和7年7月1日から令和9年6月30日まで
車輛・器材の種類及び数量	別紙「許可条件5」に記載のとおり
従 業 員 数	28 人
条 件	別紙のとおり

許可条件（株式会社 三峰環境サービス）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年10月1日条例第79号）を遵守すること。
2. この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. 許可の有効期間満了後に更新の処分がされる場合を除き、期限が切れたとき、または業務を廃止若しくは休止したときには、直ちにこの許可証を返還しなければならない。
4. 車両には事業所名を表示すること。
5. 許可車両及び器材
 - (1) パッカー車（3.90トン）1台、同（2.75トン）1台、同（2.50トン）1台、同（2.40トン）1台、同（2.25トン）1台、同（2.15トン）1台、同（2.10トン）2台、同（2.05トン）2台、同（2.00トン）1台、同（1.95トン）1台、同（1.75トン）2台、同（1.50トン）1台
 - (2) 脱着装置付コンテナ専用車（11.40トン）1台、同（10.70トン）1台、同（10.50トン）1台、同（8.30トン）1台、同（8.10トン）1台、同（8.00トン）1台、同（7.90トン）1台、同（7.40トン）1台、同（4.00トン）1台、同（3.95トン）1台、同（3.90トン）2台、同（3.75トン）1台、
 - (3) キャブオーバ（7.10トン）1台、同（2.80トン）1台、同（2.10トン）1台、同（2.00トン）1台、同（0.35トン）2台
 - (4) バン（2.00トン）1台
6. 施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
7. 収集方法
 - (1) 他市町村にまたがる収集（積載）は行わないこと。
 - (2) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。
8. 排出事業者と収集委託契約を締結し、実施業務を明確にしておくこと。
また、業務継続中は契約書を保管し、市長が提出を求めた場合には速やかに応じなければならない。
9. 法施行規則第2条の5による一般廃棄物収集運搬業者の帳簿記載事項による実績を毎月10日までに前月分を実績報告書（一般廃棄物処理業務実績報告書）により市長に報告すること。
10. 排出事業者と十分意思の疎通を図り、紛争等が生じないように努め、誠実に業務を遂行すること。
11. 可燃ごみ処分先
甲賀広域行政組合衛生センター（以下「衛生センター」という。）第2工場（ごみ

焼却施設)とし、搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならない。

但し、衛生センターへの搬入方法等に関しては、以下のとおりとする。

(1) 搬入方法

衛生センターへの搬入は、衛生センター指定の搬入伝票をその都度提出すること。

(2) 衛生センターへの搬入日と搬入時間

土曜日・日曜日と衛生センターが指示した日を除く日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

(3) 計量

衛生センター搬入時に計量器により計量する。

(4) 搬入できない事業系一般廃棄物(可燃ごみ)は、次のとおりとする。

①粗大ごみ(一边を50cm以内に作る。)

②容易に再資源化が可能なもの

③動物の死体(ペット類、家畜、実験用動物等)

④農業ハウスビニール、古タイヤ、スプリング入りマットレス、塩ビトコ、塩ビトタン、廃木材、大量の枯れ草、生枝草等

⑤事業系ごみの内、製造工程から発生するもの

⑥特別管理一般廃棄物(感染性一般廃棄物)

⑦不燃物(缶、びん、金属類)

⑧異常に水分が多いもの

⑨その他、衛生センターにおいて処理困難物(液、粉、長尺状等)と認め、職員が指示したもの

(5) 搬入量及び搬入物検査

衛生センターの事情により、搬入量の制限をすることがある。また、衛生センターでの搬入物検査の実施についてはその指示に従うものとする。

12. その他の処分先

不燃ごみ、資源ごみの処分先については、事業計画に基づき適正適法に処分可能な施設等に搬入すること。

13. その他

(1) この許可に関し、制度改正等があった場合には、これに従うこと。

(2) 可燃ごみの搬入及び処分手数料の支払いにあたっては、衛生センター職員の指示に従うこと。(衛生センターでの処分手数料の支払いについては、甲賀広域行政組合の手数料条例に基づき支払うものとする。)

(3) 廃掃法、浄化槽法、条例、規則、上記事項及び市長の指示に違反したとき、又は市の処理基本計画に変更が生じた場合は、許可を取り消すことがある。